

広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び同法第12条に基づき国が定める成年後見制度利用促進基本計画に基づき実施する本市の成年後見制度利用促進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人を支える重要な手段となる成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 地域連携ネットワーク

どの地域においても制度の必要な人が制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげるための、保健、医療、福祉との連携に司法を含めた地域連携の仕組み

(2) 権利擁護支援チーム

認知症等により判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等が一体となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うために形成する体制

(3) 協議会

成年後見等開始の前後を問わず、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体であり、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場

(4) 中核機関

地域連携ネットワークが広報、相談対応、制度利用促進及び後見人支援それぞれの機能を強化していく上で中核的役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担う機関

(地域連携ネットワークの構築)

第4条 本市は、第2条の目的を達成するため、本市の保健、医療、福祉及び司法の関係機関と連携し、本市における地域連携ネットワークの構築に必要な体制整備を行う。

2 本市は、地域連携ネットワークにおいて、地域の権利擁護支援や制度利用促進機能の強化に向けた全体構想の設計及び実現に向けたコーディネートを行う。

(権利擁護支援チームへの支援)

第5条 本市は、権利擁護支援チームに対し、司法及び福祉の専門職による関与等により専門的な観点から多角的に支援内容の検討が行われる体制を整備するものとする。

2 権利擁護支援チームの支援方針を決めるケース検討の場として、地域ケア会議等を活用し、権利擁護支援の必要性や支援内容の専門的な検討・判断を行うものとする。

(協議会の設置等)

第6条 本市は、第3条第3号で定める役割を担う協議会として、地域連携ネットワーク推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 学識経験者及び関係団体等に属する者のうち、市長が依頼する者

(2) 区役所厚生部地域支えあい課の課長（2名以内）

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 推進会議に会長及び副会長を各1名置く。

5 会長は、構成員の互選により定め、副会長は、構成員のうちから会長が指名する。

6 推進会議の事務局は、健康福祉局の高齢福祉部高齢福祉課並びに障害福祉部の障害福祉課、障害自立支援課及び精神保健福祉課に置く。

(協議会の運営等)

第7条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

4 推進会議は、全構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 推進会議では、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 専門職団体や関係機関の連携強化策等に関すること。

(2) 権利擁護支援チームへの支援体制に関すること。

(3) 中核機関の運営に係る重要事項に関すること。

(4) その他権利擁護支援に関すること。

6 会長は、必要があると認めるときは、家庭裁判所など構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(中核機関の設置)

第8条 本市は、第3条第4号で定める役割を担う機関として、地域連携ネットワークにおける各関係機関との連携・調整を行う中核機関を設置する。

2 中核機関の運営に係る事項については、別途定めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。